⑵　認められた減損の兆候の概要

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したため、今後当該資産の使用可能性（水源涵養等公益的機能の発揮）の著しい低下が見込まれると判断しています。

⑶　減損を認識しない理由

①水源林については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結したが、現時点では、造林木売買契約が締結されていないため、売買契約が成立するまでの間は、当該資産がその使用目的に従った機能を有しているため、減損を認識していません。

⑷　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

区分	種　類	場　所	帳簿価額	用　途
②	水源林	宮城県栗原市　他６契約地	39,447,823	水源涵養等公益的機能の発揮
		群馬県吾妻郡高山村	1,087,593	〃
		長野県東筑摩郡筑北村　他２契約地	12,098,211	〃
		兵庫県神崎郡神河町	1,848,403	〃
		島根県仁多郡奥出雲町　他２契約地	22,250,194	〃
		大分県佐伯市　他３契約地	9,275,893	〃
③	電話加入権	神奈川県川崎市	2,000	電話加入権
④	構築物	茨城県つくば市	3,736,748	実験設備
⑤	構築物	〃	5,356,000	実験設備
⑥	建物附属設備	熊本県熊本市	85,786	実験設備

⑸　減損の認識に至った経緯

当該資産②については、契約相手方と主伐に伴う造林木の販売に関する協議・承諾を締結し、今年度造林木売買契約も締結されたため、当該資産を法人自らが使用しないという決定を行い、当該決定を行った日の属する事業年度内における一定の日以後使用しないという決定であるので、減損を認識しています。

当該資産③電話加入権のうち休止回線については、法人自らが使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

当該資産については、④実験設備については平成26年１月16日以後、⑤実験設備については平成26年１月16日以後、⑥実験設備については平成26年１月29日以後それぞれ法人自らが使用しないという決定を行ったため、減損を認識しております。

なお、これらの資産については、処分（除却）を行っております。

⑹　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の固定資産ごとの内訳

（単位：円）

区分	種　類	場　所	減　損　額	備　考
②	水源林	宮城県栗原市　他４契約地	17,002,504	損益外処理
		群馬県吾妻郡高山村	590,811	損益外処理
		長野県東筑摩郡筑北村　他２契約地	6,224,146	損益外処理
		島根県仁多郡奥出雲町　他２契約地	17,103,701	損益外処理
		大分県佐伯市	1,073,765	損益外処理
④	構築物	茨城県つくば市	3,736,747	損益外処理
⑤	構築物	〃	5,355,999	損益外処理
⑥	建物附属設備	熊本県熊本市	85,785	損益外処理

※当該資産③電話加入権については、帳簿価額が回収可能サービス価額を上回らないため、減損額はありません。

⑺　複数の固定資産に係る減損の一体判定

建物と建物附属設備については、それぞれの施設の目的に従って管理していることから、減損の判定に当たっては一体として行っております。

⑻　回収可能サービス価額

当該資産②については、売買契約が成立したため、実際の売却価額を正味売却価額としています。

当該資産③については正味売却価額を使用し、財産評価基準書（国税庁作成、平成25年分）に基づき評価しております。

当該資産②③以外については、売却見込みがないため、使用価値相当額により測定しております。使用価値相当額は、使用しないという決定を行っているため、備忘価額としております。

（リース取引）

オペレーティング・リース取引

貸借対照表日後一年以内のリース期間に係る未経過リース料	22,210,524円
貸借対照表日後一年を超えるリース期間に係る未経過リース料	52,893,600円

（資産除去債務関係）

⑴　資産除去債務の概要

当研究所本所の主要な研究棟について、建築材料に石綿等を使用しているため、建物の解体時に法令の定める方法により除去する義務を有しております。

また、林木育種センターの土地について、林野庁と借地契約を締結しております。当該土地上の建物については、建物撤去及び退去に伴う原状回復義務を有しております。

⑵　合理的に見積もることができない旨及びその理由

現在、主務大臣から指示される第３期中期目標（平成23年４月から平成28年３月）において当研究所本所及び林木育種センターの移転、廃止又は解体については明記されておりません。当研究所が作成した第３期中期計画（平成23年４月から平成28年３月）においても、本所及び林木育種センターの移転等は計画しておりません。さらに、当研究所本所が実施する研究及び林木育種センターが実施する林木の新品種開発等は「森林総合研究所法」第11条「業務の範囲」に規定される当研究所の主要業務であり、その移転等については、当研究所の意思決定に加えて関係省庁等の総合的判断を考慮して行なわれるものであり、その時期については現在未確定な状況であります。

以上の理由より、資産除去債務に関連する建物の解体ないし退去の時期を決定することができず、また、現時点で解体ないし退去予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。